

仙北市中小企業活性化支援事業補助金制度の概要

仙北市観光商工部 商工課

1. 目的

地域資源を活用した活力ある地域社会の形成を図るため、市内中小企業の起業等に要する経費を支援し、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって地域の内発的発展力を高めることを目的とする。

2. 定義

中小企業：中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に規定するものをいう。

起業：事業を営んでいない個人や会社が新たに事業を展開する場合を指し、通年の事業計画が堅実で事業の継続性、収益性が見込まれるものをいう。

新分野進出：既に行っている事業を継続しながら、その事業とは全く違う分野に新たに進出する場合を指し、通年の事業計画が堅実で事業の継続性、収益性が見込まれるものをいう。

事業拡張：既に行っている事業に対し新たな設備投資等を行って規模拡大を図る場合を指し、通年の事業計画が堅実でかつ増収増益が見込まれるものをいう。

3. 補助対象者

補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、起業、新分野進出又は事業拡張する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人においては事業主、会社においては代表者が本市に住所を有し、かつ、市内に本店若しくは主たる事業所又は工場を有し継続的に事業を行うこと。ただし、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における製造業及び市長が特に認める場合はその限りではない。
- (2) 個人においては事業主、会社においては会社及びその代表者が、納期の到来した市税を完納していること。
- (3) 事業の実現が確実であること。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けていること。

4. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、3年以上の継続が見込まれる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農林漁業、金融・保険業、風俗営業等要綱で定める業種に該当しないこと。
- (2) 事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域産業の活性化に寄与するものであること。
- (3) 事業に要する経費が消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含まない額が、50万円以上のものであること。

5. 補助対象外となるもの

- (1) 仙北市商工業起業等応援事業補助金を利用したことがあるもの。ただし、事業中止等により補助金を返還したものを除く。
- (2) 補助対象事業が商工課所管の補助制度以外の市の補助制度等の対象となるとき。
- (3) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

6. 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 施設整備費（建築、電気設備、内装工事、看板等構築費）
- (2) 機器等購入費（機械器具費、備品設備費等）
- (3) その他事業開始に係る経費（広告宣伝費、その他市長が認めるもの）

7. 補助金の額等

- (1) 消費税を除いた補助対象経費に10分の2を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助対象経費が150万円未満の場合は一律30万円とするが、補助対象経費の3分の1が30万円を下回る場合はその額とする。
- (2) 補助金の交付回数は、起業、新分野進出又は事業拡張及び個人、会社（実態として同一とみなされる事業者を含む。）の区分に係わらず1回限りとする。
- (3) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- (4) 他の団体で実施している他の補助制度等と併用する場合は、補助対象経費から当該補助額を減じた額が50万円以上のときは、その額を補助対象経費として規定に基づき補助金を交付する。

8. 申請時期

事業の着手前に申請すること。

9. 実績報告等

- (1) 事業実施後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金を受けた者は、補助金の額の全部又は一部を返還していただきます。
- (3) 補助事業完了後、3年未満で事業所を閉鎖した場合には、補助金を全額返還していただきます。

10. 申請時提出書類

- (1) 仙北市中小企業活性化支援事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 納税証明書（個人の場合は事業主、会社にあっては会社及び代表者のもの）
- (4) 住民票の写し（個人の場合は事業主、会社の場合は代表者のもの）
- (5) 許認可等が必要な業種は当該許認可証等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

11. 実績報告書添付書類

- (1) 仙北市中小企業活性化支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し（工事、購入備品等の領収書）
- (4) 事業に係る写真（着手前、工事中、完成後、購入備品等）
- (5) 法人登記、定款、開業届出書など事業の内容が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

12. 手続きの流れ

着手前→交付申請→確認・審査→交付決定→（概算払い）→事業実施→事業完了→実績報告書提出→実績確認、補助事業確定→請求書提出→補助金交付（精算払い）→3年未満事業閉鎖→補助金返還

13. 申込み、問合せ先

仙北市役所 観光商工部 商工課 〒014-0318 仙北市角館町中町36番地
TEL 0187-43-3351 FAX 0187-54-4102